

加西市総合計画審議会の運営について

1 会議の公開（会議の傍聴）について

- (1) 会議は、原則公開とする。ただし、会長が公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認めるときは、非公開とすることができる。
- (2) 会議の公開は、傍聴を希望するものに当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- (3) 傍聴人の定員は、会議の会場の規模に応じて決定する。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、会議の傍聴に関して必要となる手続は、市の規定に基づいて行う。

2 議事の表決等について

- (1) 議事等に関して表決が必要な場合は、挙手により行う。
- (2) 会議において意見等の発言を行う場合は、挙手の上行う。

3 会議録の作成について

- (1) 会議録は、要点筆記で作成する。

4 会議録等の公開について

- (1) 会議録は、市のホームページで公開する。ただし、委員の氏名など発言委員（会長及び副会長を除く。）を特定できる内容は、非公開とする。
- (2) 会議録と併せて、会議資料を公開する。
- (3) 委員名簿は、市のホームページで公開する。

5 その他

その他会議の運営に関して必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。